

IASB が経営者による説明に係わる新しいフレームワークを提案

重要ポイント

- IASB は、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」に対する数多くの改訂を提案している。
- 6 つの領域に関する開示目的及び測定値をはじめ、情報の取捨選択及び表示に関するガイダンスが提案されている。
- 企業は、IFRS 基準に準拠するのに IFRS 実務記述書への準拠は必須ではない。
- コメント募集期限は 2021 年 11 月 23 日である。

概要

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は、2021 年 5 月 27 日、IFRS 実務記述書に関する公開草案(ED)2021/6「経営者による説明」を公表した。本 ED は、2010 年に公表された IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(PS 第 1 号)の修正を提案するものである。

背景

経営者による説明は、経営者による検討及び分析、フォワード・ルッキングな情報や非財務情報を提供することで、企業の財務諸表を補完するものであり、財務報告の重要な一部である。経営者による説明は法域ごとに固有の名称が使用され、例えば「マネジメント・レポート」、「経営者による財務・経営成績の分析(MD&A)」、「経営と財務のレビュー(OFR)」及び「戦略報告書(Strategic Report)」などがある。

IASB が PS 第 1 号の修正を提案する理由として、他の記述的な報告フレームワークの進歩に加え、長期的な見通し及び無形の資源や ESG に関する企業固有の事項に十分な焦点が当てられていないなど、現在の報告実務における問題点などが挙げられている。

実務記述書(PS)の修正案を開発するにあたり、IASB は、投資者及び債権者に有用となる情報の識別及び表示のプロセスを促進したいと考えている。もう一つの目的は、企業が「自社特有の状況の説明」を提供できるような十分な柔軟性を確保しつつ、サステナビリティ報告に適用される規定やガイダンスなどといった他の記述的な報告に関する規定及びガイダンスにも準拠できるようにすることである。IASB はまた、PS の第三者による保証や執行を可能にするための十分な規律を確保することも目指す。

提案内容

提案は、経営者による説明の全体的な目的、それを支える6つの領域に関するより細かいレベルの開示目的及びそれらの目的を達成するために提供する必要がある情報項目の例で構成されている。

本EDはまた、情報をどう取捨選択し、どのように表示するかに関する規定及びガイダンスの提案も含んでいる。

長期的に財務業績及び財政状態に影響を与える可能性がある事項の重要性を認識した上で、IASBは、無形の資源、関係及びESG関連事項についての規定及びガイダンスを詳細に定める付録を別途提案している。

経営者による説明の目的

「財務報告に関する概念フレームワーク」(2018年概念フレームワーク)における財務報告の目的を基に、本EDは経営者による説明に関する2つの目的を提案している。

- ▶ 「財務諸表で報告される企業の財務業績及び財政状態への投資者及び債権者の理解を深める情報」を提供すること
- ▶ 「長期を含むあらゆる時間軸において価値を創造しキャッシュ・フローを生成する企業の能力に影響を与える要因への洞察」を提供すること

これらの目的を達成するためには、経営者による説明は、投資者及び債権者にとって重要性のある情報を提供しなければならない。IASBは、重要性のある情報は「主要な事項」に関する可能性が高く、「主要な事項」とは、価値を創造しキャッシュ・フローを生成する企業の能力の基盤となる事項、例えば企業のビジネス・モデルの重要な特性及び経営者の戦略の重要な側面などであると述べている。

本提案のもう一つの重要な原則は、経営者による説明は、経営者の視点を提供しなければならないということである。この原則に照らして、経営者による説明における情報は、財務業績をモニタリングするために使用する測定値など、経営者が使用する情報に基づくものでなければならないとIASBは提案している。

6つの領域に関する開示目的

本提案は、経営者による説明は、6つの領域について、より詳細な開示目的を満たすために必要となる重要性のある情報を提供しなければならないと定めている。これらの目的には、それぞれ3つの構成要素が存在するとされている。(1)主要目的は、関連領域に関する投資者及び債権者の情報ニーズを特定する。(2)評価目的は、投資者及び債権者が当該領域に関して実施する必要のある評価の内容を特定する。これらに基づき、(3)詳細目的が、利用者の情報ニーズに細かく対応する。IASBは、以下のボトムアップでの検討プロセスを提案している。

- ▶ (3)詳細目的を満たすために必要とされる情報を特定する
- ▶ 情報が特定された(2)評価目的に関する十分な基礎を提供しているかどうかを評価する。提供していない場合には、これらの評価を行うことができるようにするための追加的な情報を特定する。
- ▶ (3)詳細目的及び(2)評価目的を満たすのに必要とされる情報が(1)主要目的を満たすのに十分かどうかを評価する。十分でない場合には、当該主要目的を満たすための追加的な情報を特定する。

各領域について、本EDは主要な事項の例、測定値及び重要性がある情報項目の例を含んでいる。IASBは、例に挙げられている情報項目がそれらの目的を満たすのに必ず必要とされる訳ではなく、事実と状況によっては他の情報が求められることもあると強調している。

提案されている 6 つの領域の主要目的

経営者による説明は、投資者及び債権者が以下を理解できる情報を提供しなければならない。

ビジネス・モデル

- ▶ 企業のビジネス・モデルはどのように価値を創造しキャッシュ・フローを生成するのか

戦略

- ▶ ビジネス・モデルを持続させ発展するための経営者の戦略

資源及び関係

- ▶ ビジネス・モデル及び経営者の戦略が依拠する資源及び関係

リスク

- ▶ ビジネス・モデル、戦略、資源又は関係を阻害する可能性のあるリスク

外部環境

- ▶ 外部環境が、ビジネス・モデル、戦略、資源、関係又は企業がさらされているリスクにどのように影響を与えているか、又は与え得るか

財務業績及び財政状態

- ▶ 財務諸表で報告される企業の財務業績及び財政状態

情報の取捨選択及び表示

重要性のある情報

本 ED は、経営者が重要性のある情報をどのように特定すべきかに役立つように設計されたガイダンスを提案している。これには、主要な事項の特定方法に関するガイダンスと、重要性のある情報に関する以下の3つの指標が含まれる。

- ▶ 主要な事項に関する情報
- ▶ 経営者が使用する情報
- ▶ 資本市場でのコミュニケーションにおける情報

IASB はまた、例えばサステナビリティ報告に関する業界団体・組織が公表している記述的な報告に関する規定又はガイドラインといったものも、重要性のある情報を識別するのに役立つと示唆している。

有用な情報の属性

本 ED は、本目的を満たすためには、経営者による説明における情報は網羅的であり、バランスがとれ、正確かつ首尾一貫したものでなければならないと提案している。さらに、明快かつ簡潔で、過去の期間に開示された情報や他の企業が開示した情報と比較可能であり、かつ検証可能である場合に情報はより有用になると提案している。

各属性に関する適用指針も提案されている。例えば、IASB は、情報が網羅的であるためには、過去の期間にすでに開示されている又は公開されている別の報告書において閲覧可能であっても、重要性のある情報は含めなければならないと提案している。しかし、一定の要件に該当する場合には、そういった他の参照箇所をクロス・リファレンスすることで当該情報を含めているとすることも可能な場合がある。

首尾一貫性を除き、ここで識別された属性は、2018年概念フレームワークの有用な財務情報の特性と一致する。6つの領域は相互に関連しているため、本EDは、ある領域について言及された事項が別の領域に関連する場合、利用者がそれらの相互関連性を理解できるようにする情報を提供しなければならないと提案している。本EDはまた、情報は、利用者がそれを財務諸表の情報と関連づけることができるよう提供されることを要求し、経営者による説明における情報とその他の箇所(例:投資者向けプレゼンテーションやウェブサイト)で開示された情報との不整合についても補足的な情報が提供されなければならないと提案している。

測定値

重要性のある情報には、経営者が主要な事項の定性的又は定量的観点をモニタリングするために使用される測定値が含まれる可能性が高いことに着目し、本EDは、企業は財務諸表に表示されていない測定値を定義、説明したうえで、財務諸表数値との調整を提供しなければならないと提案している。さらに、経営者の報酬を決定するために使用される測定値と類似する測定値、又は関連性がある場合には業績予測及び目標に関するコミュニケーションを行うのに使用される測定値に関する一定の開示を求めるとも提案している。

準拠性

企業は、IFRS基準へ準拠していることを主張するために、実務記述書(PS)に準拠することが要求されているわけではない。

2010年、IASBは、規制当局が経営者による説明を義務付けるべきかどうかを決定できるように、PSの形態で経営者による説明に関するガイダンスを発行することにした。このアプローチを保持する一方で、IASBは、PS第1号を修正してその準拠性を評価するための実効性のある基礎を提供し、それにより修正後PS第1号への準拠が実際に執行可能なものとなることを熱望している。いずれにせよ、企業は修正後PS第1号を任意で適用することを選択することができる。

IFRS基準と同様、IASBは、PSのすべての規定に準拠する経営者による説明は、PSへの準拠に関する明示的かつ無限定の記載を含んでいなければならないと提案している。しかし、IASBは、PS第1号の規定からの逸脱が存在する場合には、その理由を明示することで、準拠に関する限定付きの記載を企業が行うことも認めることを提案している。また、IASBは、企業が財務諸表をIFRS基準に従って作成していない場合でも、修正後PSへの準拠の記載を可能とすることを提案している。

次のステップ

本EDは、コメント募集期間を2021年11月23日までとしている。IASBは、PS第1号の最終的な修正に関する決定を行う前に、受領したコメントを検討する。

弊社のコメント

本EDの提案は、経営者による説明に関する規定及びガイダンスの大規模な見直しを反映しているが、PS第1号の基本的な原則の多くをそのまま保持している。IASBは、経営者による説明の目的を明確化し、経営者がその目的を達成するために必要な情報を探りし表示する際に役立つことに焦点を当ててきた。

IASBが、投資者及び債権者にとって重要となるESG関連の事項に関する情報については、経営者による説明が適切な開示場所であると考えているのは明らかである。また、IASBが、修正後PSは、例えばサステナビリティ報告規定及びガイダンスと合わせて適用されることを想定していることも明らかである。IASBの提案を検討する際、重要な問い合わせは、経営者が、この複雑なレポートング体系の全体像を把握し、投資者及び債権者にとって重要となる企業固有の情報を識別し、そして単一の報告書に表現できるようにすることを手助けする十分なガイダンスを、本提案が提供できるのかという点になるだろう。

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をバーバスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュラランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2021 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 004815-21Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp